

業務指示書

インドネシア国地方開発セクターにかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月10日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加コンサルタント

は、構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地方開発に係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地方開発政策・制度）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地方開発に係る政策・制度整備支援
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地方行政強化】

- 1) 類似業務の経験：地方行政に係る政策・制度支援
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.00966 円 , US\$1 = 117.58 円 , EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地方開発政策・制度
地方行政強化

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月13日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インドネシア国地方開発セクターにかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／地方開発政策・制度	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 地方行政強化	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

インドネシアでは、1990年代から地方分権化の取組みを始め、1990年代後半からその取組みを加速化させ、地方政府への予算配賦、中央政府の地方出先機関の地方政府への移管など地方政府の権限強化を精力的に進めている。しかしながら、地方政府の行政能力に課題があり、効果的な事業計画策定と効率的な予算執行、住民に対するサービス提供等に向上の余地がある。

また、経済の中心である、ジャワ島・バリ島と、その他の地域には経済格差があり、同国は経済格差の縮小を政策課題とし、2006年から2014年にかけて実施している「住民エンパワーメント国家プログラム¹」（以下、「PNPM」）等、格差是正のための取組みがなされている。

このような状況の下、JICAは1990年代後半以降、「南スラウェシ州地域開発プログラム²」及び「東北インドネシア地域開発プログラム³」において地方分権化及び地方開発に資する協力を実施してきた。右プログラムに含まれる案件も含め、地方開発支援を目的とした案件としては技術協力「スラウェシ地域開発能力向上プロジェクト⁴」（以下、「CDP」）、円借款「貧困削減地方インフラ開発事業⁵」（以下、「RISE」）等があり、これらの案件を通じて現場レベルから政策レベルまで、参加型アプローチ等を用い、円滑な地方開発の実施に向け、幅広い支援を行ってきた。

今般、2014年10月に新政権が誕生し、インドネシアの国家開発中期計画（RPJMN）が改訂、また、同年にはPNPMの終了が控えている。こうした経緯から、JICAでは、これまでのインドネシアの地域格差是正政策及びJICAプログラムのレビューを行うとともに、2015年以降の同国の政策を踏まえた今後の地方開発セクターの協力のあり方、可能性の検討を進めている。

2. 調査の目的

本調査は我が国・JICAの地方開発分野における援助方針やプログラムにおける取組みや

¹ 貧困削減を目的とした住民参加型活動を促す国家プログラム（2006～2014年）。資金は中央政府予算の配分資金によるが、その原資の多くは世銀、ADB、AusAID等による外国借款であり、JICAが実施中であり後述するRISEも含まれる。郡を対象とし、住民参加型で計画策定・プロポーザル提出・承認された個別案件について、実施コミュニティに対し直接拠出される仕組み。

² 南スラウェシ州で2006～2012年に実施した協力プログラム。都市開発と農村開発を組み合わせるとともに、地方行政と地域社会への複層的なアプローチにより、都市圏開発、経済振興、社会開発（教育、地域保健、村落開発）などの課題に包括的に取り組み、地方政府組織の強化等へ貢献した。

³ 南スラウェシ州での事業の成果を普及すべく、スラウェシ6州及びマルク2州を対象に、2007年～2012年に実施した協力プログラム。

⁴ Capacity Development Projectの略。終了時評価

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_0701854_3_s.pdf) 参照のこと。

⁵ Rural Settlement Infrastructure and Kabupaten Strategic Areas Developmentの略。事前評価フェーズI

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_IP-543_1_s.pdf) 及びフェーズII

(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_IP-564_1_s.pdf) を参照のこと。尚、RISEの事業実施対象地域としては、南スラウェシ州及び西スラウェシ州が右JICAの2プログラムの対象地域と合致する。

PNPMをはじめとするインドネシア地方開発計画下における政策・取組みに関する情報収集を行い、その成果や課題に対するレビューを行うことにより、今後の地方開発セクターにおける JICA 協力の可能性を検討するための示唆を得ることを目的とする。

3. 調査対象地域

インドネシア全域（地方部における現地調査は南スラウェシ州及びパプア州を想定）

4. 相手国関係機関

(1) 国家開発企画庁 (BAPPENAS) : インドネシアの国家開発政策を担う対外援助調整機関

(2) 内務省 (Ministry of Home Affairs) : インドネシア地方行政を所管

(3) 財務省 (Ministry of Finance)

(4) 地方経済開発局 (BAPPEDA) : 地方政府の開発計画を作成。州別に設置されている。

(5) その他 JICA 事業に関連する実施機関 (中央・地方政府機関)

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 調査の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 2014 年に終了する国家政策である PNPM のレビューを行い、2015 年以降の同国における地域格差是正政策及びそれに基づく地方開発方針、貧困削減対策及び計画について、情報収集を行う。

(2) 1990 年代後半から開始された地方分権化以降の JICA による様々な協力、特に「スラウェシ州地域開発プログラム」及び「東北インドネシア開発プログラム」のレビューを行うとともに、上記 (1) を踏まえ、これらの協力成果の効果的・効率的活用、他地域への展開などを念頭に入れつつ、2016 年以降の地方開発支援のあり方について検討・提言を行う。

(3) 地方開発における住民参加型アプローチの推進に伴って育成されてきた「ファシリテーター⁶」について、その役割の実態を調査するとともに、今後の能力強化・人材育成に

⁶ 地方分権化後のインドネシアにおける開発政策プロセスでは、ボトムアップ型のアプローチがより重視されるようになり、地方分権化の目標である住民に対する行政サービスの向上が求められるようになった。地方開発にあたっては、インフラ建設の前の公聴会や住民エンパワーメント事業など、住民を交えた参加型アプローチが主流となり、そこで重要になったのが、行政と住民をつなぐファシリテーターの役割である。実際に、現場で住民と接するファシリテーターの活動が事業の成否を左右する状況になっており、ファシリテーターの養成は、インドネシア地方開発において重要な課題の一つと言える。JICA は、2004～2006 年に技術協力プロジェクト「市民社会の参加によるコミュニティ開発」(PKPM)を実施し、住民

際しての課題と対策について検討を行う。

(4) 同時に、本調査を通じて同国政府関係者を巻き込み、地域格差の是正に向けた地方開発の展望に係る議論を重ねることにより、これまでの JICA 協力成果の再認識並びにそれら成果の積極的活用も含め、インドネシア側における意識の醸成と案件形成に向けた地ならしを行う。

(6) なお、同国では 2014 年 10 月に新大統領、新閣僚等が就任し、新政権による地域開発政策が公表され、既存の中長期計画も再検討されること、これらの結果・動向等も見極めつつ調査を実施するものとする。

7. 調査の内容

(1) インドネシア国の地方開発計画・制度整備に係る現状と今後の展望

1) 住民エンパワーメント国家プログラム (PNPM) のレビュー

① PNPM の下で実施されたプロジェクトの実績を整理し、PNPM の成果及び課題の抽出・分析を行うとともに、プログラム全体の総括を行う。特に課題については、プログラム運営に係る透明性、公正性、競争性の観点からも調査を行う。

② 同分野におけるインドネシア政府予算で実施された PNPM 以外の関連事業の実績等について整理する。

③ PNPM と平行して同国で実施中の他の地方開発政策との整合性・連携状況について調査及び評価を行う。具体的には、2001 年の地方分権化以降実施されているムスレンバン⁷ (ボトムアップ型地域開発)、及び 2007 年以降導入されている「戦略的開発地域 (KSK)⁸」(地域特性に応じた開発)について情報収集を行うこと。また地方分権化を推進する弊害として地域間格差を拡大させる懸念もあることから、地域格差是正に向けた政府の政策、取り組みの現況及びその課題についても調査する。調査対象コミュニティについては、別途指示するものとする。

④ PNPM 事業の成果及び実施方法について、受益者(地域住民)に対する意識調査を、男女双方の意見を把握できるよう実施し、調査結果の取り纏め、分析を行う。特に案件形成段階と事業実施後の住民の意識変化、インフラ事業の住民オーナーシップ、維持管理等に係る住民意識等についても調査する。意識調査は南スラウェシ州を対象とし、3 つ程度のコミュニティ程度において各 50 名程度の規模を想定する。

⑤ 地方政府職員や住民意識の違いによる事業実施への影響を分析する。具体的には、

とのパートナーシップ形成、現場の事実から出発する課題抽出、住民と一緒に問題分析などを、フィールドでの実際的な住民とのコミュニケーションを行いながら学んでいく研修スタイルを確立。後に実施された CDP でも、同方式の研修を実施し、そこから巣立ったファシリテーターの実践活動が進められている。

⁷ 2005 年からインドネシアで導入された、村や市単位で開発計画を策定し真のニーズをくみ上げ、地域の特性に応じた地域開発計画を立案・実施しようという、ボトムアップ型の計画策定プロセス。

⁸ 経済、文化等の地域特性に応じた開発を進めるインドネシアの地域開発方針。たとえば内務省は、各地域で競争力の高い農産物を生産する地域を KSK に指定、関連するインフラ整備及び農産物の生産性向上を図り、地域経済の自立的発展を目指す。

地方政府職員の能力向上を強化することを目的に実施された JICA の技術協力 (GDP 等) のパイロット対象地域での PNPМ 事業と対象外地域での PNPМ 事業の事業内容、実施過程での諸課題、行政官・住民意識の対比等について調査を行う。

2) PNPМ 以降の貧困削減政策及び住民参加型活動について

① PNPМ について

・インドネシア中央政府関連機関より、2014 年に終了する PNPМ の出口戦略及びその見通しを聴取・整理する。また、次期 PNPМ の策定有無及びスケジュールについて確認する。

・2015 年以降の PNPМ 予算の組み直しの有無、地方政府予算化するのか等の議論、またその場合の課題を確認する。特に地方開発に係る地方予算 (国から地方への各種配分金等) の整理統合方針及びその課題等について確認する。

② インドネシア政策について

・同国次期五カ年計画 (2015~2019) 下における地方開発分野の方針・展望を確認する。特に新政権による地域格差是正政策及び同政策の下での既存計画の見直しに係る情報収集を行う。

・「貧困削減加速化・拡大マスタープラン (MP3KI) (2013~2025)⁹」の最終化作業にかかる進捗状況及び内容を確認し、2015 年以降の貧困削減方針を整理する。

・「戦略的開発地域 (KSK)」にかかる現状について情報収集を行うと共に、右取組みによる地域開発へのインパクト、さらにインドネシア側の右取組みに対する認識・今後の方針について確認する。また、マイクロクレジットスキームの活用にかかる地方政府の考え方・方針も聴取する。

・上記以外の地方開発にかかる国家政策の有無及びその内容を確認する。特にコミュニティ防災等の観点から、気候変動対策プログラムなど他国家プログラムとの整合性、連携等についても調査を行う。

③ ジェンダーについて

・ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に係る同国の政策・制度に関して上記①、②を含めて確認し、地方開発に関連した政策・制度について現状と課題、政府による今後の取り組み方針について調査を行う。

④ 予算・実施体制について

・中央政府から地方政府 (州・県) 及び郡、村への予算配賦 (種類、額、時期など) 及びその責任範囲、事業実施体制等に係る 2015 年以降の変更の有無について確認する。

・地方政府 (州・県) から郡、村への予算配賦 (種類、額、時期など) 及びその責任

⁹ Masterplan Percepatan dan Perluasan Pengurangan Kemiskinan di Indonesia の略。2015 年以降の貧困削減戦略を社会保護及び貧困層・弱者の生計向上とする方針のもと、コネクティビティ強化を通じた地域開発・産業振興による格差是正を目指す。

範囲、事業実施体制等に係る 2015 年以降の変更の有無について確認する。

- ・ 地方開発において、地方政府職員の位置づけや活用の可能性について検討を行い、より効果的な開発に資するような枠組み作りに向け、提言を行う。特に郡、村レベルの行政組織、行政官の意識・能力について調査を行い、その課題を明らかにする。

3) インドネシア地方開発セクターにおける他ドナーの取組み

地方開発セクターにおける ADB、WB、USAID、AusAID 等、主要ドナー毎の支援実績・内容・進捗状況・成果について整理する。またこれらドナーによる事業実施上の課題についても調査を行うと共に、今後の方針を聴取する。

4) PNPМ 以降のファシリテーターの育成方針について

- ① 中央政府（社会福祉担当調整大臣府、BAPPENAS、内務省等）の PNPМ 後のファシリテーター育成にかかる考え方を聴取し、整理する。
- ② 地方行政官の人材育成体制、予算、育成方法等の現状について確認する。
- ③ ファシリテーターの国家資格認証機関として設立された「住民エンパワーメント・ファシリテーター資格認定機関」（LSP FPM）¹⁰の体制、法的位置づけ、予算、研修方法、審査方法及び活動状況を確認すると共に、国家資格制度運用の実態と課題について、LSP FPM へのヒアリングを通じ、調査する。その際、資格保有者の男女比や、運用上の男女差があれば確認する。
- ④ 政府認定ファシリテーター、GDP のコミュニティ・ファシリテーター、技術協力「南スラウェシ州地域保健運営能力向上プロジェクト」（以下、「PRIMA-K」¹¹）のファシリテーターのそれぞれの現況、基本概念、活動内容、活動範囲、課題等を整理し、今後のそれぞれの活用方針の明確化を図る。
- ⑤ ファシリテーターの将来的な受け皿（雇用創出・活用方法）を検討するため、LSP FPM へのヒアリングを通じ、現状の課題（地位・権限、給与等の待遇や定職率の低さ等）を男女別に確認する。
- ⑥ GDP で設立されたファシリテーター団体（COMMIT）の今後のビジョンに係るヒアリングを行うと共に、今後の同団体の有効な活用方法について検討を行う。また、類似団体の有無について情報収集を行う。

(2) JICA による地方開発分野支援のレビューと今後の展望

1) 「南スラウェシ州地域開発プログラム」並びに「東北インドネシア開発プログラム」

¹⁰ Lembaga Sertifikasi Profesi Fasilitator Pemberdayaan Masyarakat の略。

¹¹ Project for Improvement of District Health Management Capacity in South Sulawesi Province の略。フェーズ I 終了時評価（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0600379_3_s.pdf）及びフェーズ II 事前評価（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000142_1_s.pdf）を参照のこと。

のレビューと教訓

- ① JICA による地方分権化以降の「南スラウェシ州地域開発プログラム」並びに「東北インドネシア開発プログラム」全体について、インドネシア地方開発の観点から、プログラムとしての意義、成果及び課題を抽出すると共に、導き出される教訓を整理する。その際、これら成果の活用状況、他地域への展開、中央政府政策への反映状況など、中期国家開発計画(RPJMN) (2005～2009 及び 2010～2014)における地方分権化政策、ムスレンバン制度及びPNPMとの整合性についても確認する。
- ② 2014年2月ジャカルタで開催された地域開発に係るJICA-BAPPENASセミナー等で発表、提言されたCDP協働メカニズム¹²、PRIMA-Kメカニズム¹³等、JICA協力の成果について、同国中央政府の政策への反映や活用の進捗及び今後の活用方針について確認する。

2) JICAによる今後の地方開発支援のあり方について

JICAが実施してきた地方分権化支援、民主化支援、地方インフラ整備事業及びプログラムの将来的な普及・発展の可能性を分析し、2016年以降のJICA地方開発支援のあり方・展望について提言を行う。JICAが重視していくことを想定するポイントは以下の3点。

- ① 開発事業実施のためのキャパシティ・ビルディング（中央政府による地方開発への関与、制度整備等の可能性について）
 - ・ 国家資格運用にかかる中央政府の認識及び関与度合いを確認し、ファシリテーターの受け皿づくりに係る制度整備に向けた計画を聴取、整理する。
 - ・ 過去のグッドプラクティスの波及効果を狙った中央政府主導のキャパシティディベロップメント、枠組みづくりに関する情報を収集する。また、インドネシア政府が考える「グッドプラクティス」の特徴・方向性を分析する。
- ② 南スラウェシ州及び東北インドネシア地域での経験の面的展開
 - ・ 南スラウェシ州及び東北インドネシア開発における経験と成果を活用した他地域への支援の可能性、及びJICA支援の必要性を確認する。特に、公務員研修等でのCDP協働メカニズムやPRIMA-Kメカニズムの新規地域及び他州への普及活動に関する進捗を確認するとともに、同国における事業成果波及のボトルネックを分析し、将来的に類似プロジェクトを実施する際に有益な教訓を抽出する。
 - ・ 東部インドネシア地域に対する継続的な支援の必要性有無、また支援の在り方を検討する。
 - ・ 本邦民間企業、大学、自治体、コミュニティ等にも有益かつ州・県レベルで地域開発に意欲的な地域を複数候補抽出し、プログラム支援の実施について、妥当性、有

¹² CDP協働メカニズムの概念図については以下参照のこと。

(http://www.jica.go.jp/topics/news/2012/ku57pq00000dyn0l-att/20120807_01_01.pdf)

¹³ コミュニティの主体的な保健衛生環境改善活動（プライマリヘルスケア改善活動）を地方行政がサポートするメカニズム。

効性、実現可能性の観点から検討を行う。

- ・ JICA 拠点のない地方開発案件の実施監理に際して、求められる JICA 側の体制について提言を行う。

③ 参加型開発とジェンダーに関する検討

- ・ ジェンダーの視点から、JICA の技術協力「市民社会の参加によるコミュニティ開発 (PKPM)¹⁴」、RISE、GDP、PRIMA-K 等の比較検討を行い、女性の参画確保に係る方針・具体的取り組みや、実際に取り組みされた女性支援に係る活動内容とそのインパクトや課題について調査する。
- ・ 地方女性の経済的エンパワメント（現金収入活動等）に係る JICA 協力の可能性を検討する。
- ・ 地方開発における女性の参画状況と、参画を妨げている要因について分析し、地方開発における女性の参画促進や、そのための女性のエンパワメントに係る支援の在り方について、同国政策との整合性にも配慮した上で検討する。

(3) パプア州における社会・経済状況の分析及び支援可能性の検討

上記 (1) 及び (2) の調査結果を踏まえ、東部インドネシアのうち、近年 JICA 支援の実績がないパプア州について、社会・経済状況の情報収集及び分析を行うと共に、今後の支援再開の可能性も含め、現地ニーズや想定される協力の分野について検討・提案を行う。

8. 調査の流れ

本調査においては、国内作業を 4 回、現地調査を 3 回実施することを想定しているが、より効率的な実施方法がある場合はプロポーザルにてその理由を付した上で提案すること。尚、2015 年のラマダンは 6 月 18 日～7 月 16 日となっており、ラマダン及びレバラン（祝日）に配慮したスケジュールを提案すること。

(1) 第一次国内作業 (2015 年 2～3 月)

- ・ 既存文献に基づく情報収集
- ・ インセプション・レポートの作成
- ・ 調査方針・内容にかかる JICA との協議

(2) 第一次現地調査 (2015 年 3～4 月)

- ・ インセプション・レポートのイ側への説明
- ・ ローカルコンサルタントとともに関係機関へヒアリングを実施し、制度運営の実態（予算配賦・執行、事業計画・実施及び人材育成等）及び 2015 年以降の方針・計画にかかる情報収集の実施

¹⁴ Technical Cooperation for Community Empowerment Programme with Civil Society in Indonesia の略。終了時評価 (http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_0600276_3_s.pdf) 参照のこと。

- 今後の調査方針にかかる、ローカルコンサルタント及び JICA インドネシア事務所への説明
- (3) 第二次国内作業 (2015 年 4~5 月)
- 第一次現地調査の結果報告ローカルコンサルタントが提供する情報の整理・分析
 - インテリム・レポートの作成
 - 第二次現地調査の方針・内容にかかる JICA との協議
- (4) 第二次現地調査 (2015 年 5~6 月)
- 第二次国内作業までに収集された情報分析結果に基づき、DF/R 取りまとめに向けた調査の方向性について関係機関とのヒアリング・協議
 - 第一次現地調査で不足した情報について追加の情報収集・ヒアリング
- (5) 第三次国内作業 (2015 年 6~7 月)
- 第二次現地調査の結果報告
 - ドラフト・ファイナル・レポートの作成・提出
- (6) 第三次現地調査 (2015 年 8 月)
- ドラフト・ファイナル・レポートについて、インドネシア関係者への結果報告及び意見交換のためのセミナーを開催する。開催地はジャカルタとし、参加者は地方開発に関係する中央省庁を中心に合計 20 名程度を想定する。なお、研修実施にあたっては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン (2014 年 4 月版)」に準じ、コンサルタントは研修実施支援業務を行うこととし、セミナー実施に係る経費は見積書に含めること。
- (7) 第四次国内調査 (2015 年 9 月) ファイナル・レポートの作成・提出

9. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。なお、以下に示す部数は、発注者への提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了解を得るものとする。

(1) 調査報告書

1) 業務計画書

提出時期：2015 年 2 月中旬

部数：和文 10 部 (簡易製本)

2) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2015 年 2 月中旬

部数：日本語 20 部、インドネシア語 30 部 (簡易製本)

3) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2015年4月下旬

部数：日本語20部（簡易製本）

4) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R) 及びそのまとめのパワーポイント資料

提出時期：2015年7月下旬

部数：① DF/R 日本語20部、インドネシア語30部（簡易製本）

② PPT 資料 日本語20部、インドネシア語30部

5) ファイナル・レポート(F/R)

提出時期：2015年9月下旬

部数：日本語20部（製本）、インドネシア語30部（製本）、CD-R 10部

(2) 収集資料

提出時期：F/R 提出時

部数：1部（収集した資料・データ及びそのリスト）

なお、調査団は毎月末に JICA に対して調査月報を提出し、各月の進捗を報告することとする。

(3) 調査記録

提出時期：F/R 提出時

部数：1部（ヒアリング調査の面談録、先方との協議記録等。その際、JICA が利用できるよう、Word、Excel、Powerpoint 等の一般的な形式でデータを取り纏めること。）

(4) 報告書の作成・印刷仕様

F/R については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（平成22年3月）を参照する。報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。

第3 調査実施上の条件

1. 業務の工程

本調査は、2015年2月上旬に開始し、約8ヶ月後の2015年9月下旬の終了を目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 10.92M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査の実施に際して必要な経験及び知識に係る業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。なお、調査内容、調査工程を考慮のうえ、より適切な構成があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 総括／地方開発政策・制度（格付：2号）
- 2) 地方行政強化（格付：3号）
- 3) 人材育成

*上記の格付けは目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳について

地方出張時のヒアリング調査にかかる通訳（英語 - インドネシア語）については、コンサルタントによる備上も可能。

3. 相手国側の便宜供与

特になし。

4. 配布資料及び閲覧資料

(1) 公開資料

- ・ 対インドネシア共和国国別援助方針
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/houshin/pdfs/indonesia-1.pdf>
- ・ 政府開発援助（ODA）国別データブック
- ・ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/kuni/13_databook/pdfs/01-01.pdf
- ・ インドネシア国「地域振興・地方分権にかかる基礎情報収集・確認調査」ファイナル・レポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000001388.html>
- ・ インドネシア国「南スラウェシ州地域開発プログラムプログラム評価報告書」ファイナル・レポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173049.html>
- ・ インドネシア国「南スラウェシ州地域保健運営能力向上プロジェクト終了時評価調

査報告書」ファイナル・レポート

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004170.html>

- ・インドネシア国「地方行政人材育成プロジェクト・フェーズ II」終了時評価報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173070.html>

- ・国別ジェンダー情報整備調査（インドネシア）

[http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/74875bed7d20467349257b010026a259/\\$FILE/ATTAR3TU.pdf/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%202010.pdf](http://gweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/74875bed7d20467349257b010026a259/$FILE/ATTAR3TU.pdf/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E7%89%88%202010.pdf)

- ・特定テーマ評価「地方行政能力向上：インドネシアを事例として」報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171291.html>

(2) 閲覧資料（受注後に受注者のみに提供）

- ・インドネシア国「貧困削減地方インフラ開発事業に係る案件実施支援調査（SAPI）」ファイナル・レポート
- ・インドネシア国「貧困削減地方インフラ開発事業」プログレスレポート

5. 調査用資機材

本件調査では、調査用資機材の調達を認めない。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGO等に再委託して実施することを認める。なお、これら以外の再委託業務の提案を排除するものではない。

- (1) 「6. 調査内容」(1) 1) に関する統計的な情報収集及び実態調査（関係省庁へのアンケート調査や受益者調査等）(3M/M)
 - ・PNPM 下で実施されたプロジェクトの実績整理
 - ・地方開発セクターにおけるインドネシア政府予算で実施された事業の実績整理
 - ・PNPM 事業の成果及び実施方法にかかる、受益者（地域住民）に対する意識調査
- (2) 「6. 調査内容」(1) 4) に関する情報収集及び実態調査(2.5M/M)
 - ・地方行政官の人材育成体制、予算、育成方法等の現状にかかる調査
 - ・LSP FPM の体制、法的位置づけ、予算、研修方法、審査方法及び活動状況及び国家資格制度運用の実態と課題にかかる調査
 - ・ファシリテーターに関する現状の課題（地位・権限、給与等の待遇や定職率の低さ等）にかかる調査
 - ・COMMITの今後のビジョンに係るヒアリング等。
- (3) 「6. 調査内容」(3) に関する情報収集(1M/M)
 - ・パプア州の社会・経済状況の情報収集
 - ・再委託先が現地調査を行うことも認める。

また、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（平成26年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

なお、これら以外に現地再委託で実施することが適当とコンサルタントが考える業務があれば、プロポーザルで理由も合わせて提案すること。必要な経費は見積書に含めること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨ぐ契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）、JICAインドネシア事務所、在インドネシア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、右JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等についてJICA事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

尚、パプア州については訪問時、安全管理の許可が必要となるため、事前に余裕を持った計画の周知が求められる。出張計画については前広にJICAと要相談のこと。

以上